

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

施設によって、申し込み受け付け時間が異なります。ご確認ください。

手話を学んでみませんか



△手話講習会(入門)▽

日時 5月23日～11月7日の月曜午後7時～8時30分。全22回。

会場 区民センター。ただし、豊平区は月寒公民館(豊平区月寒中央通7)、西区は身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。

対象 講座終了まで出席可能な15歳以上の初心者。各会場30人～40人。再受講不可。費用 2千円程度(テキスト代)。

申込 往復はがき(上欄必要事項と希望会場(第3希望まで)を記入し、4月22日(金)(必着)までに障がい福祉課(市役所内/17階)へ送付。

△①中級手話講習会▽

日時 6月2日～12月15日の木曜午後6時30分～8時30分。全31回。

会場 身体障害者福祉センター。対象 手話で初歩的な日常会話

身体障害者福祉センター各種講座・スポーツ教室

詳しくは電話でご確認ください。
 内容・日時 下表の通り。
 会場 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。
 対象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。
 申込 随時電話かファクス。
 申込先・詳細 身体障害者福祉協会 ☎641-8853、☎641-8966

種目	実施日時	
生花	第1・3木曜午後1時～3時	
民謡	毎週月曜午前10時30分～午後0時30分	
囲碁	毎週月曜午後1時～3時	
ペン字	第1・3木曜午後1時30分～3時30分	
将棋	第1・3水曜午前10時～午後2時	
短歌	第2土曜午後1時～3時	
車いすバスケットボール(男子)	毎週火・金曜午後6時～9時 第1・3日曜午後1時～6時	
卓球	毎週火曜午後6時～9時 第1・3日曜午後1時～6時	
アーチェリー	第1・4月曜午後6時～9時 第2日曜午後1時～6時	
ハンディキャップテニス	第2・3月曜午後6時～9時 第4日曜午後1時～6時	
水泳	毎週木曜午後6時～7時	
ゲートボール	毎週月・木曜午前9時30分～午後4時	
手足の不自由な方	料理	第3金曜午前10時～午後2時
	茶道	第2火曜、最終金曜午前10時～午後3時
	手芸	第2・4木曜午前10時～午後3時
目の不自由な方	野球	曜日・時間は不定期
	卓球	毎週金曜午後6時～9時
	バレーボール	曜日・時間は不定期
中途失聴者	水泳	曜日・時間は不定期
	手話	毎週金曜午後1時～3時
	料理	第1木曜午前10時～午後2時
耳の不自由な方	手芸	第1火曜午前10時～午後3時
	日本舞踊	毎週月曜午後1時～3時
	バレーボール	毎週木曜午後6時30分～9時
	サッカー	毎週土曜午後6時～9時
	バドミントン	第1・3・5水曜午後6時～9時
卓球	毎週月曜午後6時30分～9時	
ゲートボール	毎週火・金曜午前10時～午後6時	

ができる18歳以上の方50人。費用 2千円程度(テキスト代)。

△②手話通訳者養成講座▽

日時 6月1日(水)～来年1月20日(金)の水・金曜午後6時30分～8時30分。全62回。

会場 社会福祉総合センター(17階)。
 対象 手話で日常会話ができる18歳以上の方30人。費用 3千500円程度(テキスト代)。

※①②の申込 4月1日(金)から障がい福祉課で配布する申込書を4月22日(金)(必着)までに送付か持参。(抽選)②は5月15日(日)に選考試験。

【詳細】障がい福祉課 ☎(21) 2936

医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象です。事前に区役所の保健

福祉サービス課で受給者証の交付申請をしてください。

△乳幼児医療費助成▽

対象 0歳～就学前のお子さん(主として生計を維持する方に所得制限あり。ただし、平成13年3月31日以前に生まれたお子さんを除く)。

助成額 ①入院医療費②4歳未満と住民税非課税世帯の4歳以上通院Ⅱ初診時一部負担金(医科は580円、歯科は50円)を除いた額③住民税課税世帯の4歳以上通院Ⅱ医療費の1割(負担の限度額あり)を除いた金額。

△ひとり親家庭等医療費助成▽
 対象 母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満のお子さんと母子家庭の母親、父子家庭の父親(主として生計を維持する方に所得制限あり)。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科50円、柔道整復270円)または医療費の1割(負担の限度額あり)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費助成▽
 対象 ①1・2級と3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか重度と判定(診断)された方。いずれも主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科は50円、柔道整復270円)または医療費の1割(負担の限度額あり)を除いた金額。

△老人医療費助成▽
 対象 ①昭和14年7月31日以前

に生まれた70歳未満の方で、次の(A)～(C)に該当する方(本人・配偶者・子供に所得制限あり。子供と別居の場合は6か月以上経過後。同居でも対象となる特例あり)。(A)単身世帯(B)老人夫婦のみの世帯(配偶者も60歳以上)(C)お年寄り(配偶者も60歳以上)②68歳で市民税非課税の方。③69歳で本人の所得が一定額以下の方。助成額 保険診療の自己負担額から一部負担金(医療費の1割または2割。負担上限などは老人保健法と同じ)を除いた金額。

【詳細】区役所(17階)保健福祉サービス課

母子寡婦福祉センター
 就業支援講習会

対象は、母子家庭の母と寡婦(以前母子家庭の母であった方)です。